


報道発表資料の配付日時 10月25日(水) 15時00分

発表項目 (行事名)	野鳥における高病原性鳥インフルエンザ発生状況について(高病原性確定 釧路総合振興局・釧路市 道内(国内) 2例目)																										
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者																									
		発表場所																									
概 要	<p>○ 10月18日に釧路市内で回収された死亡野鳥(ノスリ) 1羽について、環境省から、本日、国立環境研究所で実施した遺伝子検査で高病原性鳥インフルエンザウイルス(H5亜型)が確認された旨、連絡がありました。</p> <p>○ 本事例は、今シーズン(令和5年9月～)における、野鳥の高病原性鳥インフルエンザの国内2例目の確認事例となり、環境省は、「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応マニュアル」に基づき、国内の野鳥サーベイランス(調査)を「対応レベル3」に引き上げました。 【野生動物対策課 野鳥の高病原性鳥インフルエンザ情報ページ】 <a href="https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/birdflu.html">https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/birdflu.html</a></p>  <p>〈今後の道の対応〉</p> <p>(1) 対応レベル3への引き上げに伴い、全道において調査対象を拡大(検査対象となる死亡野鳥数を引下げ)するとともに、監視強化を継続(巡視の頻度増や範囲拡大)します。</p> <table border="1" data-bbox="526 990 1364 1131"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対応レベル</th> <th colspan="4">調査対象となる死亡野鳥数</th> </tr> <tr> <th>検査優先種1</th> <th>検査優先種2</th> <th>検査優先種3</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対応レベル1</td> <td>1羽以上</td> <td>3羽以上</td> <td>5羽以上</td> <td>5羽以上</td> </tr> <tr> <td>対応レベル2</td> <td>1羽以上</td> <td>2羽以上</td> <td>5羽以上</td> <td>5羽以上</td> </tr> <tr> <td>対応レベル3</td> <td>1羽以上</td> <td>1羽以上</td> <td>3羽以上</td> <td>5羽以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 釧路総合振興局は、野鳥監視重点区域における監視強化を継続します。なお、現時点で道内において、野鳥の大量死等の異状を認める報告はありません。</p> <p>(3) 回収地点から半径3kmの区域内には立入検査を必要とする家きん飼養農場はないことを確認済みです。また、現時点で道内の家きん飼養農場において、異状を認める報告はありません。</p> <p>(4) 北海道海外悪性伝染病警戒本部幹事会構成員には情報共有をもって発生予防対策の徹底を図ります。</p>			対応レベル	調査対象となる死亡野鳥数				検査優先種1	検査優先種2	検査優先種3	その他	対応レベル1	1羽以上	3羽以上	5羽以上	5羽以上	対応レベル2	1羽以上	2羽以上	5羽以上	5羽以上	対応レベル3	1羽以上	1羽以上	3羽以上	5羽以上
対応レベル	調査対象となる死亡野鳥数																										
	検査優先種1	検査優先種2	検査優先種3	その他																							
対応レベル1	1羽以上	3羽以上	5羽以上	5羽以上																							
対応レベル2	1羽以上	2羽以上	5羽以上	5羽以上																							
対応レベル3	1羽以上	1羽以上	3羽以上	5羽以上																							
参 考	○ 高病原性鳥インフルエンザは、感染した鳥と密接に接触するなどの特殊な場合を除いて、通常では人に感染しないと考えられています。日常生活においては、過度に心配する必要はありません。																										

報道(取材)に当たってのお願い	<p>○ 死亡していたり、衰弱している鳥などの野生動物を見つけても、素手で触らない、触った場合は手洗いするなど、死んだ鳥などの野生動物との接し方について注意喚起をお願いします。</p> <p>○ 高病原性鳥インフルエンザ発生防止のため、引き続き、家きん飼養農場における飼養衛生管理の自己点検や消毒の徹底について、積極的な報道による注意喚起をお願いします。</p>		
他のクラブとの関係	同時配付	環境省、釧路総合振興局	
	同時レク		

担 当 (連絡先)	<p>・環境生活部自然環境局野生動物対策課野生鳥獣係(担当者:課長補佐 車田) TEL:011-231-4111(内線24-384)ダイヤルイン:011-204-5205 公用スマホ:011-585-6102 内線24-582</p> <p>・農政部生産振興局畜産振興課家畜衛生係(担当者:主幹 中田) TEL:011-231-4111(内線27-791)ダイヤルイン:011-204-5441 公用スマホ:011-585-6102 内線20-519</p>		
--------------	---	--	--

令和5年（2023年）10月25日 15時現在

令和5年（2023年）シーズンの野鳥の高病原性鳥インフルエンザ発生状況

<令和5年（2023年）9月～>

本件	野鳥 ○例目	回収日 採取日	場所		検体情報			簡易 検査	遺伝子 検査	病原性
			振興局	市町村	検体の種類	種名	羽数			
	1例目	10/4	空知	美唄市	死亡野鳥	ハシブトガラス	1	陽性	陽性	高病原性
●	2例目	10/18	釧路	釧路市	死亡野鳥	ノスリ	1	陰性	陽性	<b>高病原性</b>